

墾田永年私財法

(天皇が) 命じて言った。「聞くところによると、(人々が) 開墾した田は養老七年の格(三世一身の法) にとつとつて、期限をむかえた後は、(口分田と同様に) 先例にしたがつて収授している。このため、農民が怠り倦んで、開墾した後、(ふたたび) 荒廢している。今後は、自由に私財として、三世代・一代かぎり(の期限) にかわりなく、皆すべて永久に取りあげてはならない。親王一品及び一位には五百町、……初位以下庶民に至るまでは十町(を私有の限度とする)。ただし郡司は、大領・少領に三十町、主政・主帳に十町(とする)。